

伊豆の国市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 静岡県伊豆の国市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年度(40年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	38.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区(狩野川流域下水道関連公共下水道)		
処理場数	無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	狩野川流域下水道の関連公共下水道として広域化		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

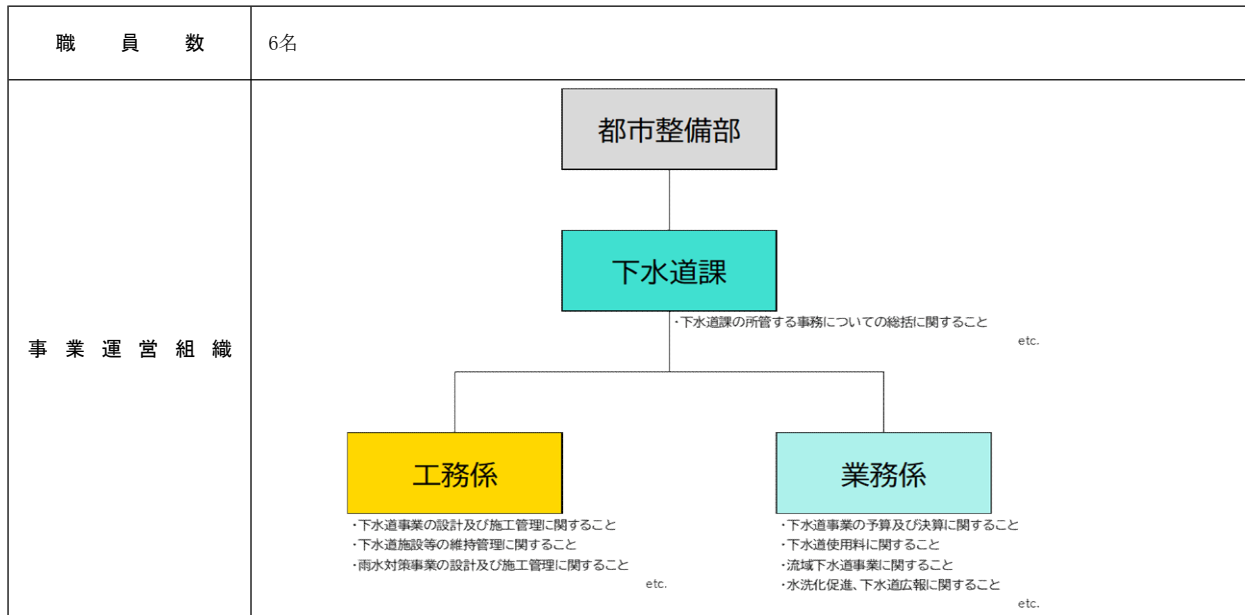
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 20立方メートルまで 2,596円 超過使用料 1立方メートルにつき 129.8円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	営業用温泉汚水 1立方メートルにつき 61.6円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	—		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 2,310円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 2,051円
	令和5年度 2,596円		令和5年度 2,273円
	令和6年度 2,596円		令和6年度 2,315円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織



(2) 民間活力の活用等

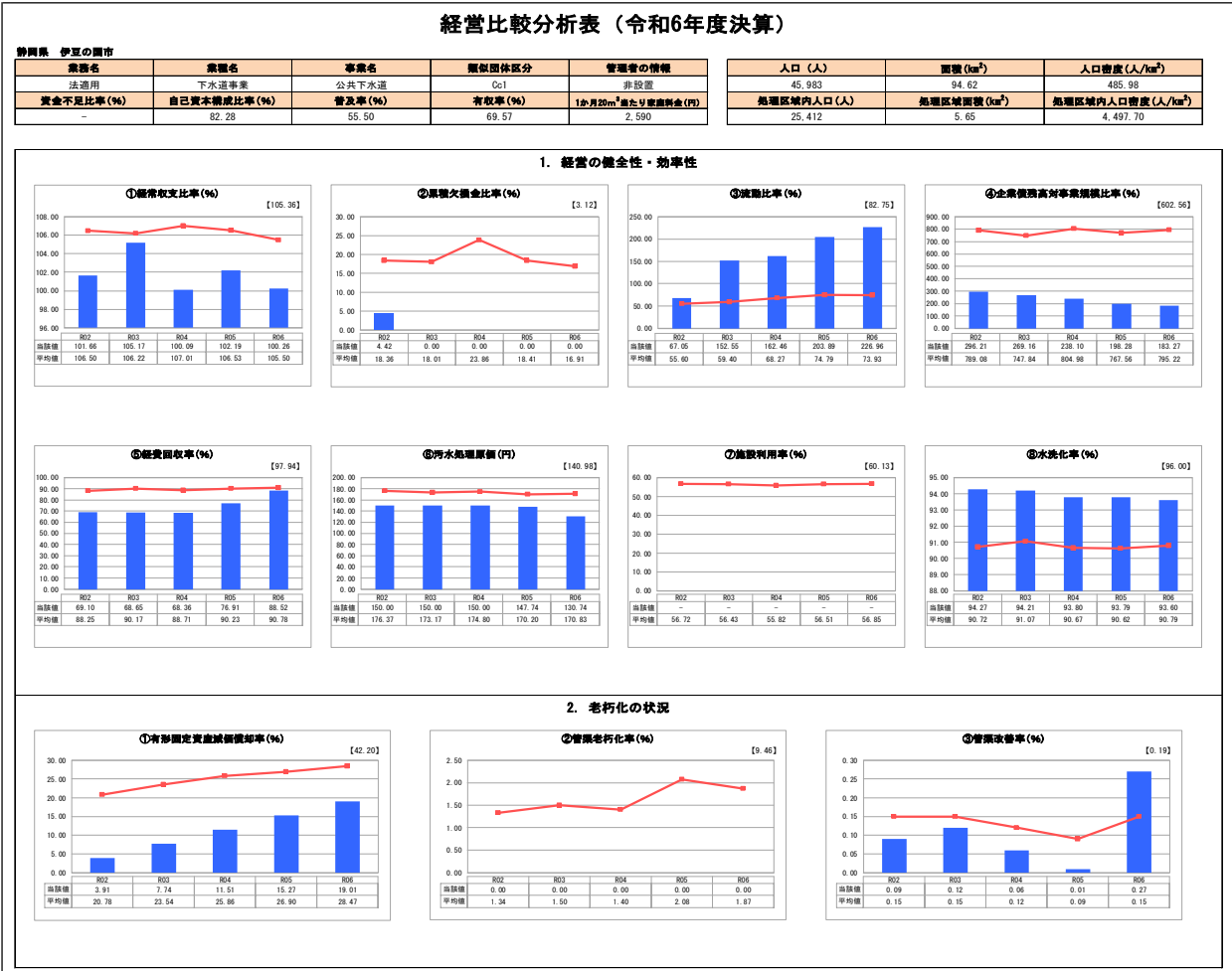
民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	DB一括発注方式により新規整備を進めています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。



■ 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率
前年度よりわずかに低下した。一般会計からの繰入金が年々減少しているものの、100%を超える状態は維持できている。
- ②累積欠損金比率
前年度同様、累積欠損金は発生していない。
- ③流動比率
前年度より上昇し、100%を大きく超えている。企業債償還額の減少によるもので、短期的な支払能力はあると考えられる。
- ④企業債残高対事業規模比率
前年度より低下し、平均値も大きく下回る。企業債発行のピークは過ぎており、今後も低下すると思われる。
- ⑤経費回収率
前年度より上昇し、類似団体平均に近い数値となった。不足しているのは減価償却費相当分であり、汚水維持管理費は使用料で賄えている。
- ⑥汚水処理原価
類似団体平均より低い水準であり、効率的な運営ができていると思われる。
- ⑦施設利用率
当市は流域下水道による処理のための、処理施設を所持していない。
- ⑧水洗化率
全国平均を下回るが類似団体平均を上回っている。わずかに低下傾向であり、水洗化率の向上は使用料収入の増加につながるため、今後も継続した普及活動に取り組む。

■ 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率
平均値を下回るが、全資産の取得年月日を公営企業会計移行日としているため。実際は昭和51年の事業着手から40年以上経過した管きょもあり、策定済のストックマネジメント計画に基づき、管渠の更新を進めていく。
- ②管渠老朽化率
当市では現状耐用年数を超過した管渠は存在しない。
- ③管渠改善率
前年度より上昇し平均値を上回る率となったが、更新が必要な管渠は多いため、今後もストックマネジメント計画に基づき更新を進めていく。

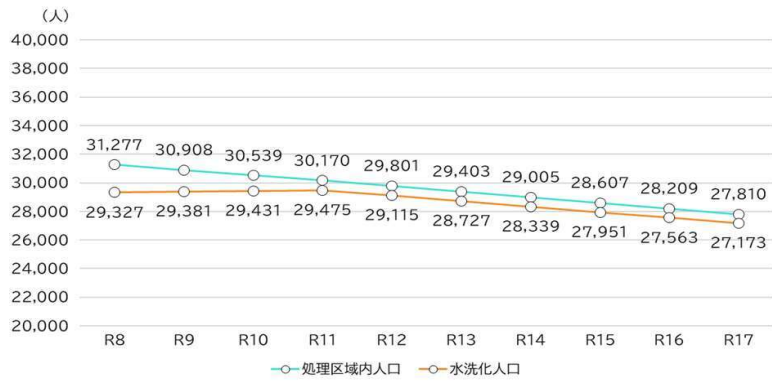
■ 全体統括

経営面では、令和5年度の使用料値上げから引き続き改善傾向にあると考えられる。しかし、経常収支比率や経費回収率は平均値を下回っており、今後も支出抑制や使用料収入の増加を図っていく必要がある。
老朽化の状況については、耐用年数を超過した管渠はまだないが、40年以上経過したものは存在している。また、管渠改善率も全管渠の更新を考慮するとまだ低いため、ストックマネジメント計画に基づき適切に管渠の更新を進めていく必要がある。

2. 将来の事業環境

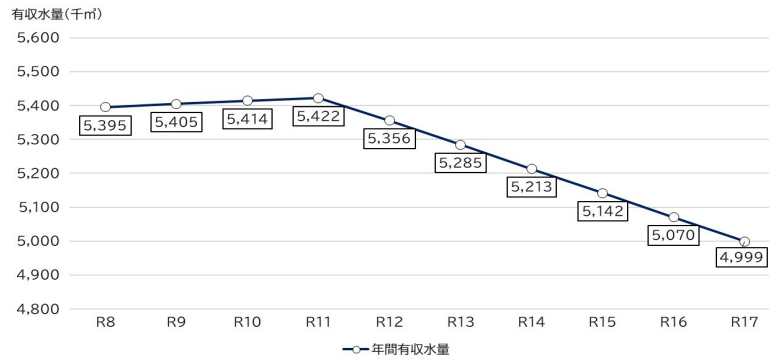
(1) 処理区域内人口の予測

本市の処理区域内人口は、行政人口の減少を背景として継続的に減少しており、今後も減少が見込まれます。ただし、水洗化人口については、平成29年度より実施している「伊豆の国市汚水処理施設整備構想(アクションプラン)」に基づくDB事業により、下水道への新規接続が見込まれるため、令和11年度までは増加を予測しています。それ以降については、行政人口とともに減少していく見通しです。



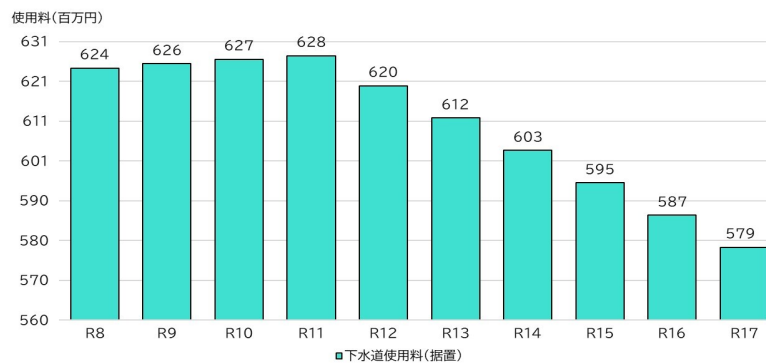
(2) 有収水量の予測

本市の有収水量は、令和11年度までは水洗化人口の増加に伴い、増加する見通しとなっていますが、令和12年度以降は減少となる見通しです。



(3) 使用料収入の見通し

本市の使用料収入は、有収水量の増加に伴い、令和11年度までは増収ですが、令和12年度以降は減収となる見通しです。



(4) 施設の見通し

本市の下水道管きょ延長は、令和6年度時点で約175kmに達しており、建設工事開始(昭和51年)から40年以上が経過しています。建設から40年以上が経過した下水道管きょ延長は約33km(令和6年度時点)に及びます。現在のところ、法定耐用年数である50年に達する管渠はありませんが、今後、順次耐用年数を迎えることから、ストックマネジメント計画に基づいて、点検・修繕を行うとともに、計画的に老朽管の更新を行っていく必要があります。

(5) 組織の見通し

伊豆の国市では、今後は新規整備の他に改築・更新を計画的に進めていく必要があるため、経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する予定となっています。

3. 経営の基本方針

①普及の継続

汚水処理施設整備構想(アクションプラン)を令和8年度で完了させます。その後も、整備が必要な地域に対して下水道普及を継続していきます。

②改築の推進

施設管理の最適化手法であるストックマネジメントを推進し、ライフサイクルコスト(LCC)の最小化を図りながら、施設の老朽化対策を実施していきます。

③経営改善の方策検討

経営改善のため、民間の活力を利用した運営の効率化方策や下水道使用料の見直しを検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ■ DB事業に基づいた未整備地域の整備完了 ■ DB事業完了後、下水道整備が必要な地域に対し、整備事業を継続 ■ スtockマネジメント計画に基づいた計画的な修繕・改築の実施
-----	---

新規の建設事業として、DB方式による管渠整備を令和8年度で完了させ、その後は特に下水道整備が必要な地域に対し、整備事業を継続していきます。老朽化施設を対象とした改築事業については、マンホールポンプの機械・電気設備更新、管更生工法を用いた管渠改築工事のほか、摩耗・劣化したマンホール蓋の交換工事等をStockマネジメント計画に沿って実行していきます。

① 新規整備事業：公共下水道整備については、DB一括発注方式による事業スケジュールを見込みます。
 ② 老朽化対策事業：改築更新事業については、Stockマネジメント計画で予定している費用を見込みます。
 ③ 狩野川流域下水道：流域下水道建設費負担金は、県から提示のあった費用を見込みます。
 ④ その他：その他、今後予定している計画策定及び計画更新費用を見込みます。

単位：百万円(税込)

分類	種 別	国庫補助	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	10年合計
建設	管渠整備事業(DB方式)	○	612	-	-	-	-	-	-	-	-	-	612
	管渠整備(通常方式)	△	-	50	50	50	50	50	50	50	50	50	450
改築	マンホールポンプ改築事業	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	300
	管渠改築事業	○	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
		△	-	40	40	40	40	40	40	40	40	40	360
負担金	流域下水道建設	-	91	93	95	97	99	101	103	105	107	109	1,000
合 計			773	213	215	217	219	221	223	225	227	229	2,762

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経常収支比率 95%以上の経営維持のための財源確保 ■ 計画期間内の経費回収率 90%以上達成のための財源確保
-----	--

- ① 企業債
 企業債は、建設改良事業に必要な資金を外部から調達するために発行する債券(地方債)です。借入利率に応じて支払利息が発生することから、可能な限り有利な償還条件を検討します。利率は、全期間にわたり3.5%で見込みます。
- ② 国庫補助金
 建設事業に係る国の補助金として国土交通省の「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」を活用しています。施設の老朽化対策や耐震化、広域化・共同化などに関する事業が国庫補助の対象となります。
 今後も補助制度や国・県の動向に注視し、補助メニューを積極的に活用して財源確保に努めます。
- ③ 他会計補助金
 国の基準に加え、政策的見地から定めた市基準によって算定した金額を適切に一般会計繰入金(「他会計負担金」・「他会計補助金」)として受け入れます。ただし、下水道事業の基本原則である受益者負担の原則に則り、公費へ過度に依存しないよう、経営上必要最低限の額に留めます。
- ④ 下水道使用料収入
 下水道使用料を少しでも多く確保するため、新規接続に向けた下水道普及活動や徴収率の向上を図ります。これらの収支改善策を講じてもお財源不足が生じる場合は、使用料水準の見直しを検討します。
- ⑤ 受益者負担金
 下水道を整備した地区では、その土地の所有者等から面積に応じて受益者負担金(下水道区域内)又は分担金(下水道区域外)を徴収していますが、下水道整備が概成しつつある本市では今後多額の収入は見込めない状況です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ① 職員給与費については、将来の職員数の変動が不透明であることから、令和7年度の予算額を横這いで見込んでいます。
 ② 動力費については、令和7年度予算額を起点に毎年度物価上昇率(2%想定)を考慮して見込んでいます。
 ③ 修繕費については、ストックマネジメント計画を基に、毎年度物価上昇率(2%想定)を考慮して見込んでいます。
 ④ 流域維持管理負担金については、責任水量分及び超過水量分の合計額を見込みます。維持管理負担金単価は、令和8～11年度＝80円/m³、令和12～16年度＝88円/m³、令和17年度以降＝97円/m³を設定しています。
 ⑤ 減価償却費は、既に取得した資産については現在の償却方法により算定し、新規取得資産については、新規取得資産の工種に応じた耐用年数(機械電気:15年、管渠:50年、施設利用権:35年)及び償却条件(定額法・残存率10%・償却限度率95%)により算定します。
 ⑥ 支払利息は、発行済みの企業債については、償還計画に基づいて各年度の支払利息を計上し、今後発行予定の企業債については、新発債に係る将来の支払利息として償還年限:30年(うち据置5年)、年利:3.5%、固定金利方式、半年賦元利均等払により算定します。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純増益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	生活排水の効率的な処理の実施や持続可能な事業運営の推進を目的に策定された「静岡県生活排水処理広域化・共同化計画(令和4年度)」に基づき、中長期的な視点で今後さまざまな広域化・共同化メニューの実現を模索します。
投資の平準化に関する事項	今後発生する修繕・改築の費用については、単年度に建設改良費が集中しないように、ストックマネジメント計画に基づき平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間の創意工夫を活かし、事業効率を向上させる官民連携の取組みとして、ウォーターPPPの導入を周辺自治体との連携も視野に入れて検討していきます。
その他の取組	流域下水道へ支払う負担金を削減する取組みとして、雨天時浸入水対策の計画を策定します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の財政状況から、利用者の方々との審議、周知に要する期間等を踏まえ、令和10年度に使用料改定を計画しています。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間の創意工夫を活かし、事業効率を向上させる官民連携の取組みとして、ウォーターPPPの導入を周辺自治体との連携も視野に入れて検討していきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、現状の職員数を維持していますが、事業の重要性や業務内容の変化等必要に応じて増減を検討する予定です。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減についてや、照明設備のLED化について今後検討を行う予定です。
薬品費に関する事項	特になし(処理場を有しないため)
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、修繕工事を実施し、財源確保の取組みについても検討する予定です。
委託費に関する事項	統合可能な委託業務について検討し、経費の削減、効率化を検討する予定です。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略に基づく事業の進捗管理(モニタリング)を毎年度行うとともに、PDCAサイクルを働かせることで軌道修正を図り、概ね5年ごとに経営戦略の見直し(ローリング)を行います。あわせて、市のHPに掲載して住民への情報公開も行っていきます。
---------------------	---

経費回収率向上に向けたロードマップ	<p>国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付け国水企第34号)を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを改定します。</p> <p>本計画期間においては、収入増加の取組みとして令和10年度に下水道使用料改定(平均19%)を実施し、経費回収率向上を図ります。</p>
-------------------	---

